

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税等の一部を改正する法律案

[議事録 2/3]

- ・行政事業レビュー対象に地方の基金が加えられたことに対する見解
- ・「三位一体の改革」と今後の交付税制度の在り方

吉川沙織君

先週、3月14日、政府は行政改革推進会議を開き、予算の使い道を各府省が点検する行政事業レビューの実施方法を平成26年度から見直すこととし、これまで点検の対象外であった自治体への補助金で創設された基金も点検の対象にすることとされています。



地方公共団体の平成24年度決算を拝見いたしますと、積立金現在高は21兆462億円、そのうち財政調整基金が6兆1,402億円、減債基金が2兆3,360億円、その他の目的基金12兆5,700億円となっています。

このうち、その他の目的基金の12兆5,700億円について点検の対象となっていると聞いておりますが、総務省の受け止めを伺います。

政府参考人(佐藤文俊君)



行政事業レビューは、各府省が予算の支出先ですとか使途などの実態を国民に明らかにした上で事業の内容や効果の点検を行って、その結果をまた予算に反映させる取組ということだろうと思います。

昨年11月に行われました秋のレビューにおいては、今おっしゃったような趣旨で、国からの補助金等によって自治体に造成された基金の情報公開や点検の在り方を検討するようにという有識者から指摘がなされまして、これを受けて

行政改革推進会議で決めたということでございます。

国からの交付金によって地方団体に造成された基金につきましては、これは補助金適化法の対象になります。したがって、地方団体から所管省庁に対しては実績報告などが随時行われておりまして、こういう報告を活用して、今言ったような行政事業レビューの趣旨を実現するというと聞いております。

ただし、国の交付金で地方団体に基金を造成するというやり方は、単年度単年度国庫補助金を出すということに比べますと、複数年度にわたる事業を効率的にできるというようなことや、それから柔軟に執行できるというメリットがありますから、この行政事業レビューがそうした基金事業のメリットを減殺するようなことになってはいけないうらうというふうに思います。それから、これをやらんがための事務が膨大なものになって地方団体の過重な負担が生ずるということもあってはならないと思っています。

こうした点に気を付けてやる分には行政レビュー自体は有効なものと我々は受け止めております。

吉川沙織君

今後しっかり見ていきたいと思いますが、この件も大きく報道されています。地方からは大きな受け止めを持って見ていると思いますので、これは今後も注視していきたいと思えます。



財務省に話を戻します。

財務省は、常に先を見通して、国の財政面を始め万般について研究をされているように思えます。役所の中の役所と言われるだけあって、準備怠りなく種々の調査研究を行っておられます。

機関委任事務の廃止などを内容とする地方分権一括法が成立したのが平成 11 年、そして同法が施行されましたのは平成 12 年 4 月 1 日からです。この時期、財務省の財務総合政策研究所においては、主要諸国の地方財政制度に関する大部の報告書を 3 種類もまとめられ、公表されています。平成 13 年から平成 18 年にかけてのことでございます。

これだけ大部のものになれば、2、3 年前から準備が必要ではないかと思えます。地方分権一括法のめどが立った辺りからこの調査の準備を始められた、若しくは調査を始められたのではないかと思えますが、御見解を伺います。

政府参考人(田中修君)

お答え申し上げます。

財務省の財務総合政策研究所では、中長期的な視点を踏まえまして、財務省の企画立案に資するため、基

礎的、総合的な調査研究活動を行っているところでございます。

こうした研究活動の一環といたしまして、先ほど委員御指摘のとおり、平成 12 年から 18 年にかけて、当時、中長期的に重要な政策課題と考えられた地方財政制度改革の検討に資するという観点から、米欧の主要国の地方財政制度について調査し、比較検討を行ったところでございます。

こうした研究によりまして、我が国の地方財政制度に関する重要な検討材料を提供することになったというふうに私どもも考えております。

吉川沙織君

3 部と申し上げましたが、平成 13 年 6 月に主要国の地方税財政制度調査報告書、これ、総ページ数約 500 ページです。平成 14 年 6 月、地方財政システムの国際比較報告書、総ページ数約 200 ページ。平成 18 年 12 月には主要諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書、これ、3 分冊で総ページ数は計 860 ページになっています。

これらの報告書以外でも、拝見いたしますと、平成 21 年には財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較という 70 ページほどのディスカッションペーパーもまとめられ、財務省は諸外国の地方財政制度について大変関心が高く、その調査研究も多岐にわたっておられます。

これを見てもみますと、今ほど御紹介さしあげましたとおり、平成 13 年以降に特に多く見られますが、なぜこの時期に集中しているのでしょうか。また、その意図について、あれば伺いたいと思います。

政府参考人(田中修君)



この時期におきまして、これは中長期的課題と先ほど申し上げましたけれども、地方財政の制度の問題につきましていろいろな議論もございました。そこで、私どももその議論に資するために、平成 13 年、平成 14 年、平成 18 年に諸外国の様々な制度の調査を行い、報告書をまとめたところでございます。

吉川沙織君

なぜ平成 13 年度に着目したかと申し上げますと、平成 13 年度以降、分権論議が事務事業分野から三位一体の改革などに見られるように地方税財政面に移っていくことであろうことを予想して、財務省としてある意味理論武装されていたのではないかと考えています。

現実的に、平成 13 年以降、地方税財源をめぐる議論は激しくなりました。平成 13 年に森政権から小泉政権に移ると、経済財政諮問会議で交付税改革の議論が出てくることとなります。平成 13 年 11 月 2 日の第 25 回会議において、財務省が中心となった中期経済財政計画についても議論となり、その中で財務省は、「制度の改革の方向性を明確にすることが不可欠であり、特に地方交付税制度の改革の方向性等が明確に示されなければならない。」、こう主張したのに対し、当時の総務大臣である片山大臣が登場されます。



片山大臣は、「交付税制度の改革の方向性を示すことが必要ですが、同時に国庫補助負担金制度の改革や、税源移譲、そういうものと合わせてやらないと地方交付税だけ直せ、ほかのことはその後だということでは中期経済財政計画としてはいささか問題があるのではないか。」、こう注意を喚起され、その後の議論の流れを変えておられます。財務省は地方交付税の削減だけできればよかったのではないかと思います。

当時の片山大臣の意見を踏まえて、担当議員も、「これは連立方程式を解くような形になっておりますから、その相互依存性について留意をしながら全体の制度設計をしてくれというのが本来的な主旨です。」、こう説明されています。これがその後ずっと続く片山・塩川論争の発端辺りではないかと思います。

そして、翌平成 14 年に入りますと、具体的議論が行われることとなります。同年 5 月 21 日の第 13 回会議で、当時の片山大臣は、「税と補助金と交付税は、三位一体なんです。三元連立方程式なんです。」、こう発言されています。多分、ここで初めて三位一体という言葉が出てくることとなりますので、片山当時の大臣が三位一体の改革の命名者だと思います。



そして、この日の同じ会議であの有名な片山試案を出されています。所得税から住民税へ三兆円、消費税から地方消費税へ 2.5 兆円の合わせて 5.5 兆円を国から地方へ税源移譲し、国庫支出金を 5.5 兆円縮減し、そして地方財政収支の改善を踏まえ地方交付税を地方税へ振り替えるというものです。

これまで総務省は基本的にこの考え方を維持されてきたのではないかと思います、総務省の見解を伺います。

政府参考人(米田耕一郎君)



今委員御指摘がございましたとおり、平成14年の5月に当時の片山大臣から提案がなされたわけでございまして、これが三位一体の改革につながりました。税源移譲につきましては、平成19年度に所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲が実現したところであります。その後、この片山試案の考え方の基礎は、やはり受益と負担の関係を明確化し、自立的な財政運営を図るということにあったと思いますが、そのために、地方税中心の歳入体系を構築すること、

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であることといった基本路線が出てきたと思います。

今後とも、私どもは、このような考え方に立ちまして、地方分権時代にふさわしい地方税体系の構築を図っていく必要があるというふうに考えております。

吉川沙織君

ところが、平成16年度から平成18年度に行われた三位一体の改革の結果はどうだったか。国庫補助負担金改革は約4.7兆円、税源移譲は約3兆円、そして地方交付税改革については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて、合計額が平成15年度の23.9兆円に対して平成18年度では18.8兆円、つまり約5.1兆円の総額抑制が行われてしまいました。特にその初年度であります平成16年度においては、それまでの増加傾向から一変して23.9兆円から21.1兆円へと、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額は2.8兆円もの大幅減となったため、自治体は、予算が組めない、こういう悲鳴を上げられ、地財ショックとも言われました。

なぜ一挙に約3兆円も減額することになったのか、財務省と総務省にそれぞれ伺います。

政府参考人(佐藤文俊君)



平成16年度、御指摘のとおり、地方財政計画におきまして、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額が2.9兆円減少いたしました。

このときの背景は、地方財政における16年度末の借入金残高が204兆円と見込まれるという非常事態とも言える状況にあったということと、それから、平成15年6月に骨太の方針2003を閣議決定しておりますが、この中で、平成18年度までに地方財政計画の計上人員を40,000人以上縮減するというようなこととすとか、投資的経費の単

独事業を平成2、3年度の水準に抑制するというような方針が定められまして、こうした方針の下に地方財政計画の歳出全般を抑制していくということが決定されておりました。

したがって、このときは、地方歳出の抑制を通じて財源不足を圧縮し財政健全化を進めることは避けられないという判断をして、そういうことにしたわけでございます。

ただ、その結果、地方交付税の削減が非常に大きな額だったということと、急激だったと、急な話だったということで、特に財政力の弱い団体に非常に厳しい結果になったということは認めざるを得ないと思います。

政府参考人(太田充君)



今ほど総務省の自治財政局長から御答弁がございました。総務省と財務省、ややもすれば対立というように御覧になりがちだと思いますが、この件については両省でよく調整をした結果ということでございますので、基本的に今の自治財政局長の御見解、御答弁と私どもも基本的なところは一致しております。

ただ、その上で、あえて若干補足をさせていただきますと、交付税の削減という話だけがややもすればそのときに強調されたわけでございますが、先ほど委員のお話にもあったように、史上初めての大幅な本格的な税源移譲がなされたということが一個あったというのが一つあると思います。

それから、先ほど委員は2.8兆円臨財債と交付税合わせて減ったというお話でしたけれども、単純にやりますと、交付税が1.2兆円、臨財債が1.7兆円ということでございますので、むしろ地方の借金である臨財債の方の減らし方を大きくしているということはあるかと思っています。

ただ、先ほど自治財政局長からも御答弁がありましたが、確かに臨財債という地方の借金は大きく減らすことができましたけれども、交付税も減っているということで、特に財政力の厳しい団体にとってはきつかったというお話もございましたので、翌年以降、特に翌年の骨太2004なんかでは、地方の意見も十分耳を傾けるというようなことも翌年の骨太には書かれてございますし、そういう地方の声も踏まえて、それ以降、さらに総務省、財務省で交付税あるいは地財計画について調整をしまっているというふうに考えてございます。

続きの議事録(3/3)は、[こちら](#)です。